

# 平成28年11月10日農業委員会議事録

- 1 開会日時及び場所 平成28年11月10日 午後3時18分  
古賀市役所中会議室
- 2 閉会日時 平成28年11月10日 午後5時25分
- 3 委員氏名

(1)出席者

西 茂太郎	篠崎 勝義	澁田 幸広	水野 賢二
矢野 秀樹	中野 晃	安武 正一	三輪 順一
澁田 一吉	中野 喬輔	松尾 秀志	青柳 治幸
松崎 富幸	渡 秀孝	青柳 茂	水上 哲実
松崎 富雄	原 月江	吉住三千代	

(2)欠席者(なし)

4 議事に参与した者

事務局長	横田 浩一
係長	進 誠剛
係	三原 昌代
農政係	小嶋 勉
農政係	松永健太郎

5 会議に付した事項

- 第1号議案 市街化調整区域および都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について
- 第2号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)の決定について
- 第3号議案 市民農園の区域指定について

---

午後3時18分開会

○事務局長 XXXXXXXXXX 現地視察お疲れさまでございました。本日は、議案3件でございます。また、本日の出席委員数を報告いたします。出席委数は19名で、全員の出席をいただいております。古賀市農業委員会会議規則第7条に規定された過半数の要件を満たしていますので、

總會成立を報告いたします。

続きまして、議長の指名ですが、會議規則第4条により会長が議長となりますので、以降、議事進行を会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長 [ ] こんにちは。大変寒うなりまして、体の調子はいかがと思いますが、大体稲刈りもほとんど終わった状況でございます。今後先、農業委員会としても、1カ月先には軽トラ市も入ってきますので、体に十分気をつけてもらって励んでもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから平成28年11月の定例農業委員会會議を開催いたします。

○議長 [ ] 本日の議事録署名人を御指名させていただきます。11月農業委員会の議事録署名人は、[ ]委員と[ ]委員さんよろしくお願いいたします。

○議長 [ ] それでは、議題に入らせてもらいます。

第1号議案市街化調整区域および都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について、番号15に対して、事務局説明をお願いいたします。

○係 [ ] 議案朗読に入ります前に、今回、第1号議案の番号15番に利害関係者が含まれますので、議案朗読終了後に退席をお願いしたいと思います。[ ]委員、1名でございます。よろしくお願いいたします。

〔議案朗読〕

〔[ ]委員 退席〕

○係 [ ] それでは、第1号議案農地法第5条の許可申請、番号15について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で売買を行い、モータープールに転用するという内容でございます。申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

では、位置図の御説明をいたします。議案書の3ページをごらんください。

申請地は、現地でも御確認いただきましたとおり、県道筑紫野古賀線古賀インター入口信号の北西にあります斜線部8筆であります。今回の総面積は、1万108平米でございます。農地面積が9,685平米、また、水路及び里道の払い下げが423平米でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。今回の申請地は、九州自動車道の乗り入れ口から半径300メートル以内に位置することから、第3種農地ではないかと事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。4ページをごらんください。こちらの計画図には、モーター

タープで一時保管をする乗用車300台分と通路及び展開スペース、管理棟についての図面が示されております。まず、乗入口に関しましては、こちら計画平面図の右下にBダッシュというマークがございますが、こちらのすぐ右側、地図で申し上げますと北側でございますが、こちらに網掛けをしております部分が1カ所ございます。乗り入れ口は、こちらの県道からの1カ所でございます。こちらにつきましては、道路法及び道路交通法の整理が整ったものでございます。また、今回の計画地周囲には、コンクリートブロック及びフェンスを設置する計画となっております。また、こちら、計画平面図で申し上げますと、Cダッシュと書いたところの左側に管理棟がございます。こちらにつきましては、9.93平米の管理棟を設ける計画となっております。

では、雨水雑排水関係について御説明をさせていただきます。まず、雨水につきましては、周囲に雨水枡を設けておりまして、また、こちら現在県道筑紫野古賀線側に既存の水路がございますが、こちらを利用してまいります。また、現在は田越しで水を田植えの際等には入れておりますけれども、今回の計画がなされることによって、水回りが入らなくなりますことから、新たに水路を新設しております。こちらの水路につきましては、一番わかりやすいのが、Aと書いた、A—AダッシュのAのほうがございますが、こちらに点線がございまして、すぐその下側に水の方がついております部分でございます。こちら2本の水路を通してまいります。こちらの水路に関しましては、堰を設けておりまして、通常、水が入らない時期には堰でとめておくような格好となっております。

また、雑排水等に関して申し上げます。現在、先ほど申し上げましたCダッシュのすぐ左側に図示しております管理棟、こちらの横に井戸を掘っておりますが、現地でも御説明をさせていただきましたが、こちらの管理棟では、現在水を使う計画がございません。また、こちらにつきましては、仮設トイレを設置いたしますので、トイレ等については、くみ取りの計画となっております。

次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。議案書の5ページから6ページをごらんください。先ほどの計画平面図で申し上げますと、乗り入れ口側は道路高に合わせますが、こちら計画平面図の丸E側、E—Eダッシュの線が入っておりますけれども、E側につきましては、現在の高さで基本的には変わりません。よって、計画平面図で申し上げますと、どういう形になるかと申し上げますと、乗り入れ口からスロープをつけてEダッシュのE側のほうが低くなっており、Eダッシュ側がこちらJAの北部プラザ側でございますが、こちらの高さが高くなってまいります。よって、こちらに傾斜を設ける計画となっております。

こちら断面図で申し上げますと6ページをごらんください。6ページに断面図の(2)というのがございます。こちらE—Eダッシュ断面が長くなってまいりますので、一番上の段と真ん中の段、2段に記載をしておりますので、一番上のE—Eダッシュ断面の一番左手でございますが、①か

ら①と書いた線がございます。こちらが、2段目のE-Eダッシュ顔面の①—①のほうにつながっているという見方でございます。こちらを見ていただきますと、E-Eダッシュ断面からE側にかけて傾斜を設けていることがおわかりになられると思います。

最後に、地元水利関係承諾書につきまして御説明をさせていただきます。今回の申請地につきましては2つの農区にまたがっているものでございます。先ほどの議案書で読み上げをいたしました1ページでございますが、まず、新原の前田に関しましては、新原農区の管理地でございます。また、青柳町の角田に関しましては、こちら大字は青柳町でございますが、農区は今在家の管理となっております。

こちらの水利関係承諾書につきましてそれぞれ御説明をさせていただきます。今回は、今在家区、そして、新原区どちらも条件付の承諾となっておりますが、まず、新原区について御説明をさせていただきます。

新原農区につきましては、条件付承諾ということで、使用目的のモータープール用地以外には使用しないこと、タイヤ等の保管については、水のたまらないような措置をすること、以上、2点の条件を付して、平成28年8月17日付の承諾をいただいております。

次に、今在家農区につきまして御説明をさせていただきます。今在家農区も同じように、条件付承諾でございますが、4点ございます。1、新原区側の高台を含め、全域の雨水が敷地南側、角田■■■■番、■■■■番に集中するので、落差のあるU字溝下には激流となった雨水を受けとめるに十分な溜柵を設置すること。また、高台の法面の管理については、除草、草刈り、シート張り等を実施し、農地への被害を与えないこと。さらに、雨水路の点検を四半期ごとに実施し、土砂や枯草、ごみ等の撤去、掃除を行うこと。2、埋め立てによる水路、途絶1農地、角田■■■■に対し、水路U字溝600ミリを確保すること。その1は、角田■■■■の奥側までとすること。3、四層油水分離装置の汚れ点検を週に1回実施、確認し、フィルター等の交換記録を残しておくこと。4、農業用水路及び雨水路の曲がり部には溜柵を設置すること。以上、4点の条件を付しまして、平成28年8月2日付の承諾をいただいております。

また、今回は2つの農区にまたがっておりますが、先ほど申し上げましたとおり、関係者が農業委員さんが含まれますことから、新原農区の農業委員に署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長 ■■■■ ありがとうございます。事務局の説明は終わりましたので、地元委員さんの■■■■さん、地元説明お願いたします。

○委員(9番 ■■■■君) 地元対策委員会に転用します用地の転用申請がございました。輸出をします中古車の一時保管場所として開発をしたいという申し込みでございました。28年の

1月25日、同じく28年の2月12日、同じく28年の8月17日に対策委員会を3回、外国の経営者ということで念を入れまして開催をいたしております。事務局より言われました以外に、新原区と取り交わしました誓約書には、土地の使用目的の変更の場合は、新原の開発委員会に再度協議を行うこと、油水分離槽四水槽を2個設置すること。それから、隣接地が、ほとんど今在家区に隣接しておりますから、隣接する今在家区に迷惑をかけないように対策を講じること、以上でございます。それをもちまして、地元農区は認めておりますので、御審議よろしくお願いたします。

○議長 [ ] ありがとうございます。ただいま地元委員さんの説明終わりましたけど、何か御質問ありましたら、挙手をお願いいたします。何かないですか。 [ ] 委員さん、どうぞ。

○委員（10番 [ ] 君） 聞きなれないような会社の名前ですが、これ外国資本ですよ。

○議長 [ ] 事務局。

○係 [ ] ただいまの [ ] 委員の質問にお答えいたします。今回、申請のあつております会社につきましては、登記自体は日本でされている会社でございます。こちらは、神戸市に本店がございまして、現在、福岡市東区の多の津のほうで、別の福岡営業所ということで、こちらのほうに福岡市東区のほうにモータープールを設置しておりましたが、こちらが手狭になったということでの移転の計画でございます。登記自体は日本で登記しておりますが、こちらの申請者の代表取締役に関しましては外国籍の方でいらっしゃいます。

以上でございます。

○議長 [ ] よございますでしょうか。ほかに何かないでしょうか。 [ ] 委員、どうぞ。

○委員（7番 [ ] 君） 私の知識の範囲ですけど、今、油水分離槽とかしっかり協議なされたとは言われておるんですけど、外国向けの輸出の車と言うたら、結構国内向けでも、どっちかといったらスクラップに近いのか結構扱うとですよ。その辺で真横が田んぼでありますし、農地が隣接しとるけん、本当にその辺油漏れとかというのがしっかり分離槽4つぐらい構えてて、許可したって言よんしゃったんですけど、その辺大丈夫かなというのが疑問点でございますけど、その辺どうですか。

○議長 [ ] 事務局、お願いします。

○係 [ ] ただいまの委員の御質問に対してお答えいたします。今回、今在家区に関しましても3回、新原区に関しても3回の協議がなされており、こちらの件につきましては、土地対策指導要綱、都市計画課が開いておりますが、こちらについてもいろいろな、今委員おっしゃましたとおり、油水分離槽の問題等があり何度も協議がなされたものでございます。その上で、地元、新原区及び今在家区全ての同意が整い、土地対策指導要綱が結ばれましたことから、農

業委員会としても、地元及び土地対策指導要綱に基づいた全て協定が結ばれていることから、事務局としては受理しているものでございます。

以上でございます。

○議長 [ ] よございますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに何かないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 [ ] ほかにないようでしたら、採決をとりたいと思いますがよろございますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 [ ] では、第1号議案の番号15に対して、賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長 [ ] ありがとうございます。

〔篠崎委員 着席〕

○議長 [ ] 続きまして、第1号議案の番号16に対して事務局説明お願いいたします。

〔議案朗読〕

○議長 [ ] ちょっと休憩します。

午後3時31分休憩

午後3時38分再開

○議長 [ ] 再開します。

○係 [ ] それでは、第1号議案、番号16について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が、農地第5号の申請で売買を行い貸倉庫に転用するといった内容でございます。申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございますが、今回のこちらの申請地に移転する経緯を簡単に御説明させていただきたいと思っております。

現在の申請人は、古賀市内の筑紫野古賀線沿いで貸倉庫業を営んでいらっしゃいますが、今回県道の拡幅工事に伴う収用移転でございます。現在の貸倉庫の位置は、準都市計画区域でございますが、準都市計画区域から市街化調整区域への移転というのは基本的に認められておりませんが、今回の申請人のお持ちの農地が残り全て集落の中、道路に面していない土地、また、農振農用地でありましたことから、申請人のお持ちの土地では代替をすることが不可能でございました。よって、今回、売買によりまして、準都市計画区域から市街化調整区域への移転となっております。

りますが、こちらの開発許可につきましては、その他市長が特別に認めるものということで、準都市計画区域から市街化調整区域への移転が都市計画審議会の中で認められたもので、またこちらの件につきましては、県のほうも内容を受理しているという内容でございますので、さきに御報告申し上げます。

では、位置図の御説明をいたしますので、計画図の7ページをごらんください。

今回の申請地は、県道筑紫野古賀線、北筑昇華苑入り口の西側に位置します丸囲み内の斜線部3筆でございます。また、こちら3筆のうちの1筆、■■■■の■■■につきましては、現在、■■■■■■の導管が通っておりまして、こちらには地役権の設定がなされております。こちらは地役権の設定権者の■■■■■さんからの同意をいただいているものでございます。

次に、農地区分の御説明をいたします。今回の申請地につきましては、こちらは、すぐ今回の申請地の東側が前の農業委員会の中で転用がなされましたことから、こちらの3筆及び道路を挟んで南側の河川ののり面にかけて一部農地が残っておりますが、全て合計いたしまして2,500平米以下であることから、第2種農地ではないかと事務局では判断しております。

続きまして、計画図の御説明をいたします。議案書の8ページをごらんください。こちらの図面は、ちょうどこちらの議案書の右側が北側で図示をしております。今回の計画地に関しましては、まず、前面道路の市道谷山小竹線側が乗り入れ口1カ所となっております。また、周囲には、フェンスを設ける計画となっております。また、こちら前面道路の出入り口から倉庫までの間をアスファルト舗装をする計画となっております。

次に、雨水、雑排水関係について御説明をいたします。まず、雨水につきましては、周囲に溜枘を設け、前面の市道谷山小竹線側の道路側溝へ排出する計画となっております。

次に、雑排水関係でございますが、こちら図面を見ていただきますとわかりますとおり、上水及び下水の図面が示されておられません。今回、県道の拡幅によりまして移転を行いますが、移転前の倉庫でも上水及び排水関係を設けておりません。トイレ等も設置しておりませんことから、今回の移転先、移転申請地につきましても、倉庫に水を引く計画もございませんし、また、トイレ等を設置する計画もございません。よって、雑排水等は発生いたしません。

次に、切土及び盛土について御説明させていただきます。議案書の9ページをごらんください。こちらにA-A断面とB-B断面が示されておるところでございますが、今回一部盛土はございますけれども、現在のレベルとほとんど変わりませんので、一応こちらの最大の盛土は3センチということで聞いております。

最後に、地元の水利承諾関係書等について御説明をさせていただきます。今回は、条件付承諾ということで、倉庫の所有者は借り手の詳細を青柳区に報告すること。以上、1点の条件を付しまして、平成28年10月17日付の承諾をいただいております。

あわせて、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長 [ ] ありがとうございます。事務局の説明は終わりましたので、それでは、地元委員さんの [ ] 委員さん、御説明お願ひいたします。

○委員（12番 [ ] 君） 10月12日に青柳区開発委員会にて協議しております。先ほど事務局から御説明がありましたように、生活雑排水は発生しないということでありましたが、借り手のほうで変わった場合に、また雑排水が発生する可能性があるのではないかとということがありましたので、先ほど説明がありましたように、借り手のほうが変わりましたら、所有者は青柳区に報告するように条件をつけて受理しております。審議よろしくお願ひします。

○議長 [ ] ありがとうございます。ただいま地元委員さんの説明終わりましたが、何か御質問ありましたら。何かないですか。 [ ] 委員、どうぞ。

○委員（10番 [ ] 君） 倉庫ということですが、ここ事務所というのは中にあるんですか、人がいないということですか。というのは、トイレの設置も何もないということでしょう。

○議長 [ ] 事務局。

○係 [ ] ただいまの委員の質問に対してお答えいたします。移転前の倉庫のほうが発倉庫で、段ボール及びパレットを置いております倉庫でございます、人が常駐いたしません。よって、こちらの倉庫に進入される方は、今回新しく借り手の方が決まった場合に、原則として人が常駐しない倉庫でございますことから、トイレ等を設置しないということでございます。

以上でございます。

○議長 [ ] よございますでしょうか。

○委員（10番 [ ] 君） ということは、この倉庫内でそんなに作業はしないということですか。

○議長 [ ] 事務局。

○係 [ ] ただいまの委員の御質問に対してお答えいたします。倉庫内の作業は、一時仮置き場所ということでございますので、積み下ろしのみということになります。

以上でございます。

○議長 [ ] いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）よございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）本来なら、トイレつけるべきでしょうけどね。（発言する者あり）

ほかに何かないですか。ちょっと事務局いいですか。地目の件なんですけど、これは、台帳、田、現況、田、あれを田って見るもんか。

○係 [ ] ただいまの議長の質問にお答えいたします。確かに農業委員会の目線で見



ますと畑でございますが、こちらの現況というのは、課税を元に記載するものでございますこと、から、課税状況が田として記載されております。よって、現況が田でございますが、確かに議長おっしゃいますとおり、農業委員会の視点で見ますと、畑ではないかというふうには推測されま

す。  
以上でございます。

○議長 [ ] ただ、以前の農業委員会のときは、これ変えてたと思うんですがな。事務局。

○係 [ ] 今の議長の御質問にお答えいたします。現在、今議長がおっしゃいましたとおり、過去に現況を変えてた分がございますので、そちらにつきましては、確かに申請書といたしましては、こちらの課税状況で記載する必要がありますが、こちら議案書につきましては、どういうふうな取り扱いをするかについて、事務局内で精査をして、次回の農業委員会までにはお話をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 [ ] わかりました。ありがとうございます。

ほか何かないですか。この案件に関しては、県道の収用物件でございますので、特別問題ないと思っておりますので、採決とらせてもらってよろございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 [ ] それでは、第1号議案の番号16に対して、賛成されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手18/18名〕

○議長 [ ] 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、第1号議案、番号17、事務局説明お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係 [ ] それでは、第1号議案、農地法第5条の許可申請、番号17について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で、事務所建設賃借権の設定を行い、事務所の建設として転用するといった内容でございます。申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

では、位置図の御説明をいたします。議案書の10ページをごらんください。今回の申請地は、県道筑紫野古賀線北筑昇華苑入口の西側に位置します丸囲み内の斜線部1筆でございます。

次に、農地区分の御説明をいたします。今回の申請地の北側につきましては、他地目山林による分断、南側につきましては、他地目、現在雑種地でございますが、雑種地による分断、東側に

つきましては、河川による分断、西側につきましては、他地目宅地による分断でございます、広がり1ヘクタール未満でございますことから、2種農地ではないかと事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の11ページをごらんください。今回事務所建設ということでございますが、こちらの事務所には、事務所兼加工所を設置するといった内容でございます。よって、事務所兼加工所の図面が示されておるところでございます。

まず、進入路につきましては、北側の市道谷山小竹線側から進入路を設けております。また、建物の配置図の周りは、アスファルト舗装というふうに記載をされておりますが、こちらにつきましては、積み下ろしの貨物車及び従業員の駐車場の計画でございます。また、周囲には、フェンス及びコンクリートブロックを設ける計画となっております。

次に、雨水、雑排水関係について御説明をさせていただきます。まず、雨水につきましては、周囲に溜槽を設け、東側水路がございます。こちらの図面で申し上げますと下側になっておりますが、こちらの水路へ排出する計画となっております。また、雑排水関係でございますが、合併浄化槽を設け溜槽を通じ、同様に水路へ放流する計画となっております。

次に、切土及び盛土について御説明いたします。議案書の12ページをごらんください。先ほど現地でも御確認いただきましたが、今回の申請地は、道路高、前面道路より低くなっております。よって、道路高に合わせましてこちらの申請地に盛土をする計画となっております。

最後に、地元の水利関係承諾書等について御説明をさせていただきます。今回は、条件付承諾ということで2点の条件が付されております。1、臭いが出ないように対策すること。もし、近隣から苦情が出た場合は直ちに対処すること。2、油の処理は必ず業者にさせ、流出させないこと。以上、2点の条件を付しまして、平成28年10月17日付の署名捺印をいただいております。あわせて、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長 [ ] ありがとうございます。ただいま事務局の説明終わりましたので、地元委員さんの [ ] 委員さん、説明をお願いします。

○委員(12番 [ ] 君) 10月12日、青柳区開発委員会にて協議しております。事務局のほうから説明がありましたように、鶏肉の処理に使うということで話を聞いております。それで、臭いが出ないように、それから、油の処理を適切にするようにということを経験としてつけております。審議よろしくお願いたします。

○議長 [ ] ありがとうございます。ただいま地元委員さんの説明終わりましたが、何か御質問あります方は。何かないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 [REDACTED] ないようでございますので、採決とりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 [REDACTED] では、1号議案の番号17に対して賛成されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手18/18名〕

○議長 [REDACTED] 全員賛成です。ありがとうございます。

○議長 [REDACTED] 続きまして、第2号議案農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局説明お願いいたします。

〔議案朗読〕

○農政係 [REDACTED] 第2号議案農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（案）の決定について、御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回市より農業委員会へ議案上程いたしました。

それでは、説明に入ります。14ページをごらんください。左上に、平成28年度第7号と書かれております。今回新規で4件の利用権の申し出がっております。

それでは、15ページ、整理番号45、貸し手、[REDACTED]、新宮町在住、借り手、[REDACTED]、古賀市薬王寺在住、利用権設定をする土地は、薬王寺の字白髪田の田んぼ1筆150平米です。平成32年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容につきましては、15ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号46、貸し手、[REDACTED]、久山町在住、借り手、[REDACTED]、古賀市筵内住、利用権設定をする土地は、筵内の字小森の田んぼ4筆、合計6,432平米です。平成38年12月末まで11年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、16ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号47、貸し手、[REDACTED]、古賀市天神在住、借り手、[REDACTED]、古賀市筵内住、利用権設定をする土地は、筵内の字箱田の田んぼ3筆、合計2,535平米です。平成38年12月末まで10年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、17ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号48、貸し手、[REDACTED]、古賀市小山田在住、借り手、[REDACTED]、古賀市小

山田在住、利用権設定をする土地は、小山田の字瀬戸の田んぼ1筆、2,427平米です。平成37年12月末まで10年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、18ページの記載のとおりとなっております。

以上、新規の利用権設定については、全て地元農業委員の署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理しております。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 [ ] ありがとうございます。ただいま事務局の説明終わりましたが、何か御質問ありますでしょうか。 [ ] 委員、どうぞ。

○委員（2番 [ ] 君） 整理番号の45と46、この利用権設定の時期が28年1月になっておりますけれども、約1年前の始まりのと、今上がってきよるとですが、これは何かあったんでしょうか。

○議長 [ ] 事務局。

○農政係 [ ] ただいまの委員の質問について御説明いたします。整理番号45につきましては、ちょっと申し出をし忘れていたため、指導の上、今後申し出を忘れないようにとということで、指導の上受理しております。

46番につきましては、更新をし忘れていたため、過去にさかのぼって申請を受理しておりますことから、新規での取り扱いとさせていただきます。

以上になります。

○議長 [ ] よございますか。（「わかりました」と呼ぶ者あり）ほかに何かないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 [ ] ないようでございますので、採決とらせてもらってでございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 [ ] では、第2号議案に賛成されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手18/18名〕

○議長 [ ] 全員賛成。ありがとうございます。

○議長 [ ] 続きまして、第3号議案市民農園の区域指定について、事務局説明お願いたします。

〔議案朗読〕

○議長 [ ] ちょっと休憩に入らせていただきます。

午後4時00分休憩

午後4時45分再開

○議長 [ ] それでは、再開したいと思います。よろしくお願いします。

では、3号議案の続きをお願いいたします。事務局。

○農政係 [ ] 20ページをごらんください。位置図になります。グリーンパーク公園南西に位置します畑1筆、田んぼ、1筆の合計2筆になります。

21ページをごらんください。区域図になります。[ ]番の右横と[ ]番の左横に農道があり、[ ]番と[ ]番の上下に田んぼがあり、水稻の作付をされております。

資料1をごらんください。これは、参考に現時点での市民農園整備運営計画書をつけております。1については、先ほどの議案書どおりです。2につきまじては、市民農園施設の規模及び整備になります。施設につきましては、井戸を設置し、飲料用手洗い場を設置し、作業工具置き場1基、トイレ2基、ごみ置き場1基、駐車場を設置する予定であります。駐車場につきましては、15台設置する予定となっております。3の市民農園の開設時期は、平成29年4月1日を予定しております。4の利用者の募集及び選考の方法は、募集方法としては広告、チラシ、看板等で行います。選考方法は、先着順で、全区画終了までとなります。

2ページをごらんください。利用期間、その他の条件です。利用期間は1年間で、利用料金は1区画当たり年間1万円、支払い方法は口座払いで、総区画数は30区画で、1区画の面積が25平米を予定します。6の市民農園の適切な利用確保をするための方法として、申請者が栽培に関するアドバイスをする予定となっております。

農業委員会におかれましては、第4条1から3、区域指定の要件となりますが、1つ目の相当規模の一団の農地が存在し、自然的条件及び利用の動向から見て、市民農園として利用することが適当である場所であるか、これに対し、申請地は周辺に農用地の広がりがあるが、露地野菜やミカンの栽培、水稻の作付と農業上、多様な土地の利用が行われており、一体的な土地の利用がなされており適当である。2つ目に、当該地の位置及び規模から見て、周辺の農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことについては、これに対し、申請地は、周辺農地でビニールハウスを使用した露地野菜やミカンの栽培、水稻の作付と農業上多様な土地の利用が行われております。このため、申請地に市民農園施設を設置しても、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれはありません。

3つ目が、交通施設の整備の状況や立地条件から見て、農園利用者が見込まれる区域であること。これに対し、申請地は、市役所から南東に3キロの地点に位置し、東側に県道筑紫野古賀線、北側に市街化区域と接続する市道京田馬渡線があり、市内全域からのアクセスが良好であります。よって、申請地はこれら3つの要件について、いずれも満たしている状況であります。

以上で、市民農園の区域指定についての説明を終わります。ここを市民農園区域に指定してよろしいか審議をお願いします。

○議長 [ ] ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりましたけど、何かありましたら。 [ ] 委員、どうぞ。

○委員（15番 [ ] 君） この第4条の第2項ですよ。2項の文面の最後のほうに、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずるおそれがないという文面なんですけども、先ほどの車の離合ができるかという問題で、軽自動車と言えどもなかなか離合が難しいような道路があるわけなんです。この当該地の周辺には、ハウス栽培なり野菜栽培がなされている状況もあるんで、これ結構頻繁に消毒とか、いろいろな作業をするときには、頻繁に農業者が実際に通ると思うんです。もう私の経験からいうたら非常に邪魔なんです、一般車が入ってくるのは。いちいちバックして下がっていかにかんといふことが頻繁に起こり得ると思うんで、その辺のところから考えると、おそれがないとはっきり言えるのかというのが非常にちょっと疑問を感じる場所です。

○議長 [ ] ありがとうございます。事務局。

○係長 [ ] ただいまの委員の御質問にお答えいたします。基本的に周辺の農地に影響がないというところで進めていくということになります。実際、供用開始をした後に利用者の方が実際同じ道を使われるということにはなるんですけども、その辺は極力影響のないような形で、利用の状況を見ながら、判断をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 [ ] [ ] 委員、それでよろしいですか。どうぞ。

○委員（15番 [ ] 君） この問題は、後でこうどう、道路を拡張するなり、そういう計画があれば、それはもちろんいいんですが、そういう計画がない段階で、ゴーサインを出した後に対策を講じるというのはなかなか厳しいんじゃないかと思うんです。そういうふうに思っております。

○議長 [ ] [ ] 委員。

○委員（6番 [ ] 君） 市民農園ですから、これは全部自給野菜、何か30区画集まって販売するとかということをしんしゃるか、それとも、自給野菜でしんしゃるか、遊び。

○議長 [ ] 事務局。

○係長 [ ] ただいまの委員の質問に対してお答えいたします。こちらでつくります作物については自給野菜というふうな形になります。

以上です。

○議長 [ ] ほかに何かないですか。 [ ] 委員。

○委員（2番 [ ] 君） これ地元の農区長の承認とかは要らないんですか。

○議長 [ ] ありがとうございます。事務局。

○係長 [ ] ただいまの委員の質問に対してお答えいたします。基本的にこの区域の指定の段階で、地元の同意等は必要はございませんけども、事前にこの計画については、農区長さん含めて、周辺の農地の所有者の方にはお話をしております。次の開設の認定に当たりまして、水利承諾が必要になりますので、それを含めまして地元のほうには説明をする予定にしております。

以上です。

○議長 [ ] よございますか。ほかに何かないですか。区域の指定ですから、この場所でいいかどうかの判断と思います。その辺を鑑みながら採決とりたいと思いますが、いかがなものでしょうか。 [ ] 委員、どうぞ。

○委員（1.2番 [ ] 君） 条件付という形で、だから、そういう採決とれる形になりますか、どうでしょうか。

○議長 [ ] 事務局、その辺、答えは。

○係長 [ ] こちらの区域の指定につきましての議決ですけども、基本的には、この場所を農園としてという区域として指定をしてよろしいかという形にはなろうかと思えます。指定に当たりまして、こういった条件が必要になるというところで、農業委員会からの意見が出されたということであれば、その意見を付していただくという形でもよろしいかと思えます。

以上です。

○議長 [ ] [ ] 委員、それでよろしいですか。

○委員（1.2番 [ ] 君） それなりの条件を、こちらのほうである程度提示してという、それでよろしいと思えます。

○議長 [ ] [ ] 委員、どうぞ。

○委員（6番 [ ] 君） オフレコでもいいけえ、先に地元、地元が先で、農業委員会さん、地元も協力しよるけえどげんですかというとはだめと。農業委員会が指定しとるけえって逆言えばたいな、地域としては、全体的に見てもろうて、もう地域指定になつとるけえ、それは、水利はこうするああするで、条件整備してくりゃ認めざるを得んぢやなからうか。反対のほう俺は好いとう。俺は好いとうと言ったらいかんけど、個人的な意見ばってん。

○議長 [ ] 何かありますか、事務局。

○係長 [ ] 基本的に順番としては、転用と同じような形で、最初に地元の説明をして、この議題にというところの流れにはなろうかと思えます。今回の議案の上程に当たりまして、事前には、農区のほうには説明をしておりまして、農地として利用していくということに變

わりはないですし、特段何かその水路をいじったりとかということもありませんので、基本的には何か支障があるというふうには考えられないというふうな回答はいただいております。

ただ、この手続を進めていくに当たりましては、次の開設の認定のときに水利承諾が必要になるというところもございますので、その辺も含めて、承諾をいただくときに説明をしていただくような手順を踏む予定にはしております。

以上です。

○議長 [ ] どうぞ。

○委員（2番 [ ] 君） それだと、地元がこれは道も狭いし、離合もできないということ  
で許可が出さんということもあり得るでしょう。

○議長 [ ] 事務局。

○係長 [ ] 地元にご話をいただく中で、いろんな整備の計画の中身も含めて話され  
るところであります。今までの農地の利用と変わるところがないというところの基本的なスタ  
ンスはあるんですけども、例えば、その水利の関係とか、先ほど言われました道路の関係、そう  
いったことでの条件は付される可能性はありますので、その辺の条件をクリアした上でここを農園  
として利用していきたいというふうなお話をしていくことになると思います。

以上です。

○議長 [ ] [ ] 委員、この条件、設置に対する条件、その辺の明文化というものを  
今するもんか、先でするもんか、どちらがいいですか。

○委員（12番 [ ] 君） 地元の開発委員会にかけたとしても、地元でそれほど市民  
農園とかそういうものがないので、いろいろそういう検討すべき項目が不十分になる可能  
性があると思うんです。それですから、逆にここでこの農業委員会の場であれば、既に市民農園  
をやっているところがあるわけなんで、そっからのアドバイスとしての意見がつけられると地元  
としては助かると思います。よろしいでしょうか。

○議長 [ ] はい、わかりました。事務局、その辺できますか、対応が。

○係長 [ ] 今もう農園、基本的には3施設使われてますので、そういった利用状  
況等の確認は農園主さん含めてできますので、今の状況で何か支障がないかというふうな確認は  
事前にはできます。そういったことを整理して、今回の地元のほうへのお話の際に、そういっ  
た状況があればお伝えすることはできると思います。

以上です。

○議長 [ ] [ ] 委員。

○委員（12番 [ ] 君） それで、ここで今問題として提起されていることは、交通アク



セスといいますか、車の離合がどうのこうのということで意見がありましたので、それはぜひ地元の開発委員会のほうにつけていただければ、地元として、地元の開発委員会として検討するときにとっても参考になると思いますので、よろしくをお願いします。

○議長 [ ] 事務局、それでいいですか。事務局。

○係長 [ ] きょう御意見はいただいておりますので、この内容につきましては、申請者のほうにお伝えをして、地元のほうにお話をするようにということで伝えたいと思います。以上です。

○議長 [ ] 委員。

○委員（6番 [ ] 君） 市民農園整備促進法の区域指定の問題ですわね。逆逆のことがそれじゃきて、じゃあ雑内私しますと。井戸も掘ります、便所もつきます、車の駐車場もあります、何も問題はございません、よございませうかと言うたら、絶対地元よかでしか言えませぬ、これ。そやけえ、どっちが先かいなと思って思いよとですたいね。許可は出ると思いますよ、地域からは。何かちょっと変だなという気がします。以上です。

○議長 [ ] 事務局。

○係長 [ ] 今はちょっとお配りしております資料の中に手続も示しております。今回の農園の施設に当たりましては、促進法に基づいてやるというところがございまして、こういう区域指定の手段をとっているということになります。ですから、もう既に井戸があったり、駐車場があるというところとか、条件が既にそろってあるところは、また別の特定農地貸付法という手段もございまして、この手段をとれば、特にその区域を指定する必要がないとかという手段にもなりますので、それはそれぞれの農園を開設したいというふうな内容に沿って手続を進めていくというふうな形になります。以上です。

○議長 [ ] 委員、それでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）大分審議も出てみたいですけど、基本的に採決とりたいと思いますが、考え方として、第3号議案に関しては、一応場所はあそこでいいか悪いかと、その他の条件はやっぱりその次の審議のときに持ち越して、それが改善できるかできんかという形でやっぱり採決とらにやいかんと思いますたいね。今回の場合は、もう地域指定についてということですから、あの場所でいいか悪いか、場所的にいいか悪いかだと思いますので、その辺で判断してもらいたいと思いますが、よございませぬ。 [ ] 委員。

○委員（12番 [ ] 君） 休憩前に、もともと残土の関係が話出てきましたので、その件はさておいてという話で今回今お話が進みよるわけでしょう。（「そういうことですね」と呼ぶ

者あり)だから、その件はもう棚上げということでよろしいのでしょうか。

○議長 [ ] いや、それは棚上げにならないでしょう。この12月の会議には入って上がってくるでしょう。事務局。

○係長 [ ] 先ほど事務局のほうから御説明をさせていただきましたが、ここの農園の申請地については、過去にそういった経緯もあるところでもあります。そこの解消を現在しておるといふような状況でもありますが、次回の審議のときには、その辺も整理をしながら審議をしていただければというふうに思います。基本的には今の段階では解消されているというところがありますし、次の利用に向けては、申請者の方が農園として使っていきたいというふうな形ですので、今回議案上程をしておるといふところになります。

○議長 [ ] [ ] 委員、それでいいですか。納得できんみたいな。事務局ちょっと聞きたいんですけど、これ指定許可出した場合は、「ちょっと休憩に」と呼ぶ者あり)休憩します。

午後5時06分休憩

午後5時21分再開

○議長 [ ] それじゃ再開をします。

3号議案の市民農園の区域指定について、一応この場所は上がってますが、いろんな諸条件あると思いますけど、場所的にはいたし方ないんじゃないかならうかと思えます。そういう形で賛否をとりたいと思えますが、よろこびますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 [ ] では、第3号議案、番号1に対して、場所的にはいいだろうと。ただいろんなものあるかもしれませんが、その辺の諸事情を考えてみれば、ここしかないんじゃないかならうと思えますので、これにおいて賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手10/18名〕

○議長 [ ] じゃあ過半数で採決されましたので、よろしくお願ひします。

本日の議案審議はこれで終わります。

以上で古賀市農業委員会総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後5時25分閉会